

「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」に係る 決済事業者募集要領

都では、「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」を実施するにあたり、本事業の協力者（以下「決済事業者」という。）を以下の要領で募集します。

I 事業の概要

1 事業の目的

本事業は、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進及びコロナ禍における「新しい日常」の定着へ取組むため、都立公園のスポーツ施設においてクレジットカード、電子マネー及びQRコード（以下「キャッシュレス決済」という。）を導入し、キャッシュレス化を推進することを目的とします。

2 決済事業の内容

決済事業者は、都立公園のスポーツ施設（テニスコート、野球場、サッカー・ホッケー場、競技場、弓道場）の使用料を収納する窓口にキャッシュレス決済をするための端末を設置してください。また、当該決済情報をとりまとめ、都が使用料の徴収事務を委託している私人（以下、「徴収事務受託者」という。内訳は別紙1のとおり。）へ入金してください。

なお、決済サービスは下記3種類を導入します。

- (1) クレジットカード決済
- (2) 電子マネー決済
- (3) QRコード決済

3 実施窓口数

35公園37箇所（内訳は別紙1のとおり）

決済事業者は、各窓口に提供可能な決済サービスに対応できる決済端末を設置してください。なお、高井戸公園の窓口は、令和4年度から運用開始のため、令和3年度は端末設置までを行う予定です。

4 費用

(1) 上限額

令和3年度（10月～3月） 3,307万円（税込）

令和4年度以降（年間） 2,088万円（税込・想定）

- ・主な内訳として、決済端末調達・設置費用、窓口担当者向け説明会実施、窓口担当者サポート、決済手数料等を想定しています。
- ・支払は徴収事務受託者が行います。複数の決済事業者が選定された場合、支払額は按分基準を基に、都と選定事業者との協議により決定します（別紙2のとおり）。

(2) 通信回線敷設費用及び回線通信費は、上記(1)に含まれておりませんが、別途都負担（支払は徴収事務受託者）とします。ただし、決済事業者は決済事業を滞りなく実施できるよう、キャッシュレス決済に必要な通信環境を確認し、必要があれば施工も含めた調整を行ってください。

5 実施期間（予定）

令和3年10月～令和6年3月31日

6 スポーツ施設全体の年間使用料（想定）

(1) クレジットカード

令和3年度（10月～3月） 約6,750万円

令和4年度以降（年間） 約1億3,500万円

(2) 電子マネー

令和3年度（10月～3月） 約1,750万円

令和4年度以降（年間） 約3,500万円

(3) QRコード

令和3年度（10月～3月） 約200万円

令和4年度以降（年間） 約400万円

7 その他

(1) 決済事業者は、複数者が選定されることがあります（最大3者程度）。決済事業者が複数選定された場合は、共通事項は各事業者間で調整のうえ導入してください。

(2) 決済事業者は機器の基本操作等の操作手順を記載したマニュアルを提出し、機器等の操作について徴収事務受託者向けの研修を実施してください。

II 応募に当たっての条件

次の1～3に掲げる全ての事項を満たすものとします。

1 安定的な経営基盤を有していること。

2 事業の実施能力を有する者であること。

3 次のすべての項目を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 東京都契約関係暴力団対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。

III 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

1 公募開始

令和3年4月8日（木曜日）

2 応募届の受付

令和3年4月8日（木曜日）から同年4月23日（金曜日）正午まで

- 3 質問の受付
令和3年4月8日（木曜日）から同年4月23日（金曜日）正午まで
- 4 上記質問に対する回答
令和3年4月26日（月曜日）までに順次回答（予定）
- 5 辞退届の受付
令和3年4月8日（木曜日）から同年4月30日（金曜日）午後5時まで
- 6 企画提案書、誓約書、業務実績書及び財務情報が分かる書類の受付
令和3年4月8日（木曜日）から同年5月10日（月曜日）午後5時まで
- 7 委員会において提出された企画提案書をもとに書類審査を実施、結果を応募者全員に通知
令和3年6月上旬（予定）
- 8 書類審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリング
令和3年6月中旬（予定）
- 9 決済事業者の選定
令和3年6月中旬（予定）

IV 応募方法

1 提出書類

本事業に応募するときは、以下の書類を提出してください。

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 応募（辞退）届（様式1）
- (3) 誓約書（様式2）
- (4) 費用明細（様式3）
- (5) 業務実績書（様式4）
- (6) 財務情報が分かる書類（以下①～⑤）
 - ① 定款、寄付行為又はこれに類するもの
 - ② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近3事業年度分）
 - ③ 法人登記簿謄本
 - ④ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書「その3」または「その3の3」で提出）、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税及び法人事業税）直近3事業年度分）
 - ⑤ 税務申告書一式の写し（法人税申告書または所得税申告書（別表含む）について、直近3事業年度分）

2 企画提案書等提出

企画提案書の様式は任意であり、作成サイズはA4版（タテ・ヨコどちらでも可）とします。A3版の資料については、折りたたむか、文字がつぶれないように縮小してください。

次の内容に沿って、企画提案書を作成してください。その他、事業者独自の取組があれば、自由に提案してください。

- (1) 利用者の利便性

- ・対応するキャッシュレス決済種別（クレジットカード、電子マネー、QRコード）のブランド一覧
 - ・対応する決済ブランドのユーザー数
 - ・クレジットカードの場合、対応可能な支払方法（1回払い、リボ払い等）
 - ・紛失・盗難カードの不正使用に対する、防止対策及び補償制度
- (2) 情報セキュリティ及び個人情報保護の取組み
- ・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する具体的な取組
- (3) 入金及び入金情報
- ・徴収事務受託者の負担軽減策（一括入金の対応可否等）
 - ・入金時期、入金サイクル及び方法（月2回程度の入金を想定。）
 - ・提供可能な入金情報の内容（明細書サンプル等の添付でも可。）
 - ・決済サービス毎の入金の取消方法（キャンセル時における取消処理）
- (4) 決済端末
- ・操作性及び機能性（基本的な性能及び取扱方法、保証期間、通信環境等）
- (5) スケジュール及びサポート体制
- ・導入までのスケジュール
 - ・導入時のサポート体制（決済端末等の操作研修・マニュアル等）
 - ・導入後のサポート体制（問合せ・障害発生時の対応等）
- (6) 提案者の優位性、特筆できる提案
- ・上記のほか、事業者の独自の提案

3 提出書類の受付期限

提出書類については、以下の期限までに提出してください。期限を過ぎた場合は受け付けません。

(1) 応募届

令和3年4月23日（金曜日）正午まで

(2) 辞退届

令和3年4月30日（金曜日）午後5時まで

(3) 企画提案書、誓約書、業務実績書及び財務情報が分かる書類

令和3年5月10日（月曜日）午後5時まで

4 提出方法

上記1の書類について、企画提案書は8部、応募届等その他の書類は1部を以下まで、電話で事前連絡の上郵送又は持参してください。また、企画提案書については、電子データの入ったCD-Rも1枚提出してください。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎5階北

東京都建設局公園緑地部公園課（指導担当）

（代表電話）03-5321-1111（都庁内線）41-262

（直通電話）03-5320-5376

なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。

5 応募後の取扱い

- (1) 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正、取消しをすることができないものとします。

- (2) 提出書類は、企画提案の選定以外には無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、選定作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 決済事業者と協定を締結した後は、決済事業者の提出書類を関係者に供するものとします。

6 質問

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書（様式5）により、次のとおり受け付けます。

なお、応募届を提出し、応募の意思を表明した者のみ質問を受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和3年4月8日（木曜日）から同年4月23日（金曜日）正午まで

(2) 質問方法

Eメールに質問書を添付し、「Ⅶ 連絡先」に記載のEメールアドレス宛、送付してください。

(3) メールの件名

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【キャッシュレス決済事業質問】（6桁の送信年月日）（応募者名）

（例）【キャッシュレス決済事業質問】（210501）（〇〇株式会社）

(4) 質問に対する回答

応募者全員に対して、Eメールにて回答を送付します。

(5) 注意事項

質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに即していない質問は受け付けないことがあります。また、電話や来訪による質問は受け付けません。

V 提案書の審査及び決済事業者の選定

1 審査方法

- (1) 「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業に係る決済事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を構成し審査を行います。
- (2) 審査については、書類による審査（一次審査）と、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（二次審査）とします。
- (3) 書類審査に当たって応募書類に不明な点があった場合は、都から事前に個別に質問することがあります。
- (4) 一次審査及び二次審査共に、別紙の評価基準に基づき総合的に審査します。
- (5) 書類審査の上位5者程度を対象に二次審査を実施します。
- (6) 審査の結果、二次審査で最も評価が高かった応募者を本事業の決済事業者として内定します。（最大で3者程度まで）

2 プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおり応募者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行います。詳細については別途一次審査通過者あてに通知します。

(1) 日時

令和3年6月中旬（予定）

(2) 場所

東京都庁舎内会議室

(3) 出席者及び所要時間

5名以内で、20分程度（説明10分間、質疑応答10分間）とする。

(4) プレゼンテーション方法

ア 提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションしてください。

イ 端末を使用する場合は、各自で持ち込んでください。ディスプレイは都側で用意します。その他希望がある場合は申し出てください。

3 審査の考え方

別紙「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業企画提案書評価基準」のとおり。

4 協定・契約の締結

決済事業者に選定された者は、都が用意する次に掲げるすべての事項を含む協定を都及び各徴収事務受託者と締結するものとします（協定書は、決済事業者に決定した者に提示します）。その上で、各徴収事務受託者とキャッシュレス決済サービスに係る加盟店契約を締結するものとします。

なお、徴収事務受託者は年度により変更となる場合があります。その場合は、改めて協定及び契約を締結するものとします。

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 運営体制に関すること
- (3) 個人情報の保護に関すること
- (4) 秘密保持に関すること
- (5) 誓約書の遵守に関すること

VI 注意事項

- 1 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、都の定める保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- 2 応募に係る費用は応募者による負担とし、都はいかなる費用も負担しません。
- 3 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料は、公表されているものを除き、第三者への開示、転載、掲載を禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出の際都へ返却するものとします。
- 4 提案が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を十分反映するものとします。なお、採用された提案について、都は決済事業者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。
- 5 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式としてください。
- 6 本件に係る公募の手續、都との協議及び提出物に使用する言語は日本語に限ります。
- 7 その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

VII 連絡先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎5階北
東京都建設局公園緑地部公園課（指導担当）

（代表電話）03-5321-1111（都庁内線）41-261

（直通電話）03-5320-5376

Eメール S0000381@section.metro.tokyo.jp

キャッシュレス端末導入場所一覧

	公園名	導入窓口	指定管理公園 グループ	徴収事務受託者
1	大島小松川公園	サービスセンター	都市部の公園・ 東部グループ	アメニス東部地区 グループ
2	亀戸中央公園	サービスセンター		
3	猿江恩賜公園	サービスセンター		
4	東綾瀬公園	サービスセンター		
5	芝公園	サービスセンター	都市部の公園・ 南部グループ	東京南部パークス グループ
6	祖師谷公園	サービスセンター		
7	日比谷公園	サービスセンター		
8	赤塚公園	サービスセンター	都市部の公園・ 北部グループ	公益財団法人 東京都公園協会
9	浮間公園	サービスセンター		
10	大泉中央公園	サービスセンター		
11	石神井公園	サービスセンター		
12	高井戸公園	サービスセンター		
13	小山田緑地	サービスセンター	多摩丘陵グループ	公益財団法人東京 都公園協会
14	野川公園	サービスセンター	武蔵野の公園 グループ	西武・武蔵野 パートナーズ
15	武蔵野公園	サービスセンター		
16	陵南公園	サービスセンター	多摩部の公園 グループ	西武・多摩部の 公園パートナーズ
17	秋留台公園	サービスセンター	防災公園グループ	公益財団法人 東京都公園協会
18	砧公園	サービスセンター		
19	木場公園	サービスセンター		
20	小金井公園	スポーツ施設管理 センター		
		弓道場		
21	汐入公園	サービスセンター		

	公園名	導入窓口	指定管理公園 グループ	徴収事務受託者
22	篠崎公園	サービスセンター	防災公園グループ	公益財団法人 東京都公園協会
23	城北中央公園	サービスセンター		
24	善福寺川緑地	サービスセンター		
25	舎人公園	サービスセンター		
26	東白鬚公園	サービスセンター		
27	東大和南公園	サービスセンター		
28	光が丘公園	サービスセンター		
		弓道場		
29	府中の森公園	サービスセンター		
30	武蔵野中央公園	サービスセンター		
31	代々木公園	サービスセンター		
32	和田堀公園	第二競技場管理棟		
33	夢の島公園	管理事務所	夢の島公園	アメニス夢の島 グループ
34	上野恩賜公園	管理所	—	株式会社E L S
35	井の頭恩賜公園	スポーツ施設管理センター	—	ニッセイファシリティ株式会社

事業に係る費用についての按分基準

「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」に係る決済事業者募集要領における「I 事業の概要」中「4 費用(1)」に規定する按分基準は以下のとおりになります。

- 1 選定事業者が1者の場合の上限額
 - 令和3年度(10月～3月) ￥33,070,000-
 - 令和4年度以降(年間) ￥20,880,000-

- 2 選定事業者が2者の場合の上限額
 - 選定順位1位
 - 令和3年度(10月～3月) ￥17,550,000-
 - 令和4年度以降(年間) ￥12,460,000-

 - 選定順位2位
 - 令和3年度(10月～3月) ￥15,520,000-
 - 令和4年度以降(年間) ￥8,420,000-

- 3 選定事業者が3者の場合の上限額
 - 選定順位1位
 - 令和3年度(10月～3月) ￥11,860,000-
 - 令和4年度以降(年間) ￥8,620,000-

 - 選定順位2位
 - 令和3年度(10月～3月) ￥10,840,000-
 - 令和4年度以降(年間) ￥6,600,000-

 - 選定順位3位
 - 令和3年度(10月～3月) ￥10,370,000-
 - 令和4年度以降(年間) ￥5,660,000-